

# 使用料・手数料の見直し方針

平成 23 年 8 月策定  
(平成 27 年 8 月一部改定)

江別市

## I . 使用料・手数料の見直しに関する基本方針

使用料・手数料は、様々な行政サービスの中で、そのサービスを利用する特定の人が利益を受けることから、受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものです。そのため、定期的に見直しを行い料金の体系を精査し、負担の公平を図る必要があります。

地方自治体における行政サービスは、社会情勢の変化に伴い、質・量ともに高度化・拡大し、これらに対応するための行政コストも増加しています。

そのため、使用料・手数料の見直しにあたり、コストに見合った応分の負担をしていただくためには、施設の管理運営などに要する経費を明らかにしていく必要があります。

使用料・手数料の見直しは、様々な行政サービスに対する市民相互の負担の公平性を確保し、算定方法を明確化することにより内容の透明性を高めることを基本方針として実施します。

なお、使用料の見直しは、使用料の額にとどまらず、利用しやすさや利用率の向上なども課題とし、積極的に PR を行うことで、身近にありながら使用していなかった施設を利用してもらうため、利用拡大への取り組みについても見直しを行います。

- ◎ 使用料とは・・・地方公共団体の行政財産の使用または公の施設の利用の対価として、その使用者または利用者から徴収するもの。(地方自治法第 225 条)

【例】公民館・体育館の使用料や、郷土資料館の入館料など

- ◎ 手数料とは・・・特定の者のために行う役務の提供に対して、その事務に要する費用または報酬として徴収するもの。(地方自治法第 227 条)

【例】住民票・印鑑証明書など

## **1. 受益者負担の原則と公平性の確保**

市の行政サービスは、税を根源的な財源としていますが、すべてのサービスを税でまかなうことは困難であり、施設使用の対価としての使用料などにより、施設の建設・維持管理などに係る経費の一部をまかなっています。

使用料が低すぎる場合は、経費の不足分は税金でまかなうことになり、結局、施設を利用しない方、出来ない方もその経費を負担することになります。したがって、サービスを利用する方としない方との「負担の公平性」を考えると、利用する方が応分の負担をすることで、「負担の公平性」が確保されます。

したがって、「受益者負担の原則」に基づき、「原価」について受益者に負担を求めることになりませんが、市も日頃から管理運営経費の節減などに努め、使用料の適正化に努めていきます。

## **2. 算定方法の明確化**

使用料・手数料の設定については、消費税の増税などをはじめ、社会情勢の変化に応じた原価算定方式による明確な料金設定基準を設定します。また行政サービスを性質別に分類し、その分類に基づき受益者負担と公費負担の割合を明確にし、市民の理解と協力を得ながら使用料・手数料の見直しを進めます。

それぞれの施設の具体的な分類は別に定めます。

### **【設定基準の基本事項】**

- ① 原価算定方式によるコスト計算を行う。
- ② 行政サービスを性質別に分類する。
- ③ 受益者負担と公費(行政)負担の割合を明確にする。
- ④ 定期的な料金見直しを実施する。

## **3. 新料金の適用時期(平成 27 年 8 月一部改定)**

「使用料・手数料の見直し方針」に基づく新たな使用料・手数料の適用時期は、関係条例の改正年度の翌年度の 10 月 1 日を基本とします。

## Ⅱ. 使用料について

### 1. 使用料の算定方法

使用料は、原則として次の基本式により算定します。

$$\boxed{\text{使用料}} = \boxed{\text{原価}} \times \boxed{\text{性質別負担割合}}$$

#### (1) 「原価」とは、原則として次の式により算定した額です。

- ① 会議室などの専用使用の原価計算・・・1日当たりの原価  
(総コスト) ÷ (貸出面積 + 共用部面積) ÷ (年間使用可能日数) × (貸出基礎面積)
- ② 個人利用施設の原価計算・・・1人当たりの原価  
(総コスト) ÷ (施設利用者数)

※総コスト・・・施設にかかるコストとして、「人にかかるコスト(人件費)」、「物にかかるコスト(物件費・建設費・維持補修費)」で構成されます。

～人にかかるコスト～

- \* 人件費 …… 当該事務に直接従事する人数の費用です。

～物にかかるコスト～

- \* 物件費 …… 光熱水費、維持補修費、施設の点検・清掃などの委託料などです。
- \* 建設費 …… 施設の再構築価格を耐用年数で除した額です。

#### (2) 性質別負担割合

市の公共施設は、道路、公園などの日常生活に必要で、市場原理によっては提供されにくい施設から、民間においても類似の施設が存在するものまで多岐にわたっています。

そこで、施設を性質別に分類し、その分類ごとに「受益者負担」と「公費負担」の割合を設定します。

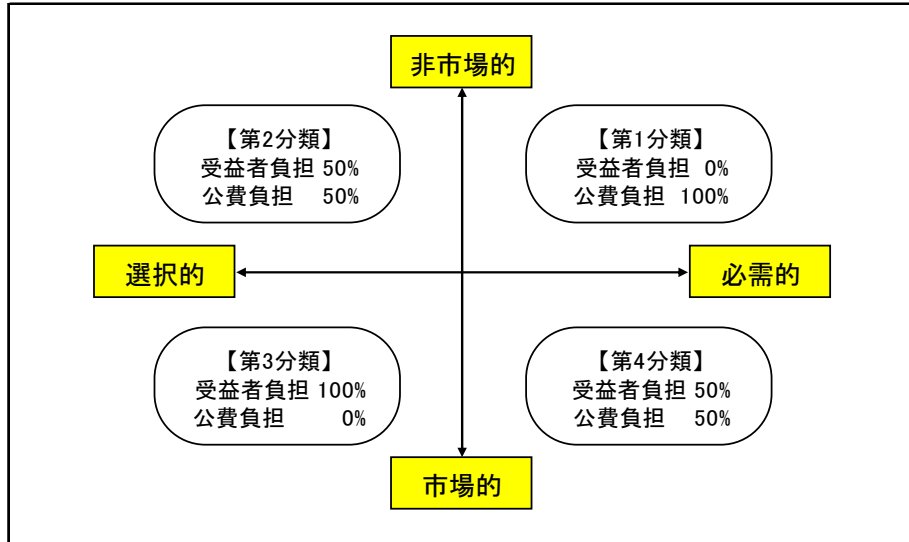
#### 【サービスの分類】

- ① 市民生活上、ほとんどの人が必要とするサービス ……(必需的サービス)
- ② より快適性を求めるなど、個人によって必要性が異なるサービス ……(選択的サービス)
- ③ 市場原理では提供されにくく、行政が中心に提供するサービス ……(非市場的サービス)
- ④ 市場原理により民間でも提供可能なサービス ……(市場的サービス)

上記の①～④に基づく負担の割合は、次の通りとします

## 【性質による施設の分類】

- 第1分類（必需的・非市場的）・・・①+③ → 基本的に公費で負担する
- 第2分類（選択的・非市場的）・・・②+③ → コストは受益者と公費で負担する
- 第3分類（選択的・市場的）・・・②+④ → 基本的にコストは受益者が負担する
- 第4分類（必需的・市場的）・・・①+④ → コストは受益者と公費で負担する



## Ⅲ. 手数料について

### 1. 手数料の算定方法

手数料は、原則として次の基本式により算定します。

$$\boxed{\text{手数料}} = \boxed{\text{原価}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

#### (1) 「原価」とは、原則として次の式により算定した額です。

$$(\text{処理に係るコスト}) \div (\text{年間処理件数})$$

※処理に係るコスト・・・その処理にかかる経費で人件費、物件費で構成されます。

\* 人件費 …… 当該処理に直接従事する人数の費用です。

\* 物件費 …… 消耗品、使用料・賃借料などです。

※法令等に規定のあるものは、その基準に従います。

※上記の方法で算定することが適切ではない場合は、適正な方法により原価計算します。

#### (2) 受益者負担割合

手数料は、特定の者の利益のために発生した事務に係る経費であることから、費用については受益者の100%負担とします。

## **IV. 使用料・手数料の見直しサイクル**

受益と負担の公平性を確保しながら、公共施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すために、使用料及び手数料の原価計算は、原則として4年ごとに実施します。

## **V. 使用料・手数料の改定額の限度**

見直し方針で算出した額と現行の料金に著しい差が生じた場合は、激変緩和のため改定額の限度を設定することとします。

なお、改定幅は近隣類似施設や他市の水準を踏まえ、必要に応じ施設毎に調整できるものとします。

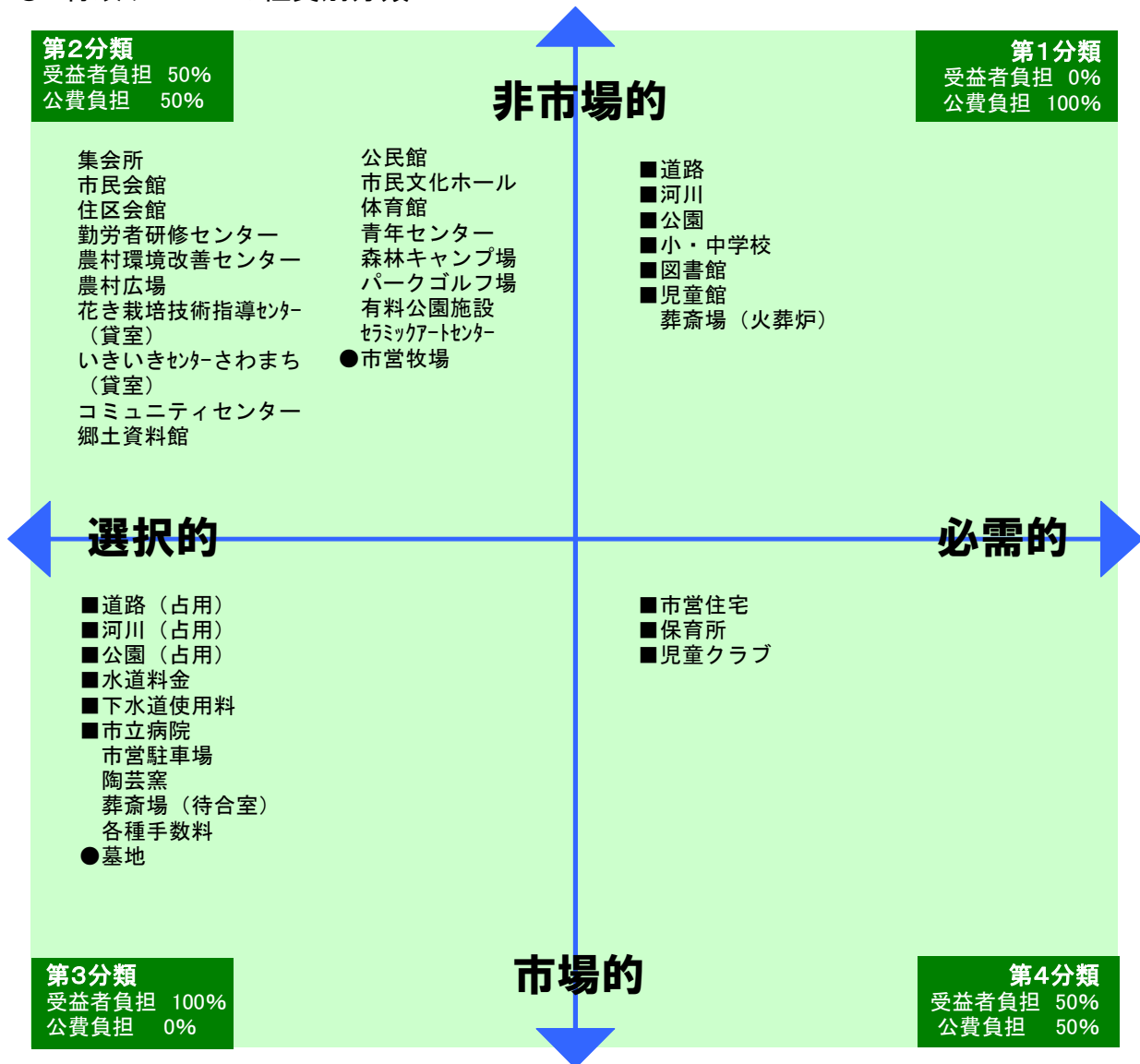
## **VI. その他**

使用料・手数料の見直しでは、前述の使用料・手数料の額のほかに、受益者負担の原則、利便性の向上を図るため、以下の項目についても検討していきます。

- 「午前・午後・夜間」区分など時間区分のあり方
- 営利目的で使用する場合の使用料のあり方
- 市外者が利用する場合の使用料、受付方法などのあり方
- 減免・免除制度のあり方
- 利用促進の方策の検討

## 【別紙】

### ◎ 行政サービスの性質別分類



- 適用除外: サービスを性質別に分類はしたものの、使用料などは別途法令等で定める。
- 今回の見直しでは対象外としたもの

### ◎ 使用料・手数料の改定額の限度

現行料金との乖離幅	改定率の限度
±20%未満	据え置き
±20%以上±30%未満	±10%
±30%以上±40%未満	±15%
±40%以上±50%未満	±20%
±50%以上±60%未満	±25%
±60%以上	±30%

※近隣類似施設や他市の水準等を踏まえ、必要に応じ調整できるものとします。